

重点番号31：地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し  
(中核市長会)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集

# 普通地方公共団体の歳入一般について コンビニ収納を可能とする見直し

57



市民部 債権管理課

# 1 豊田市の取組

## 債権回収業務を取り巻く環境

### 現状（平成28年）

- ・市税以外の未収金増加  
（H23:13.8億 → H27:**14.4**億円）
- ・**62%**は市税を滞納
- ・催告・納付相談は各課毎に  
**バラバラ**に行われている

### 将来像（令和2年）

- ・市税以外の未収金削減（**モラルハザードの防止と公平性確保**）
- ・組織の**合理化**・徴収**コスト軽減**
- ・相談窓口の**一本化**、市民サービス向上

### 変化のドライバー

- ・平成26年度とよたチャレンジプロジェクトで市債権の徴収一元化を提案
- ・平成27年度に債権管理本部で作業チームを設置
- ・平成28年度から市債権の徴収一元化に向けた取り組みを開始

# 1 豊田市の取組

## 徴収一元化に向けた取組

税と税外債権の一体徴収  
平成28年度 平成29年度

税と税外債権の徴収一元化  
平成30年度 令和元年度

徴収  
体制

試行期間

連携強化型  
(一部の公課)

徴収業務統合型  
(全ての公課)

官民連携型  
(全ての債権)

組織

納税課

債権管理課

シス  
テム

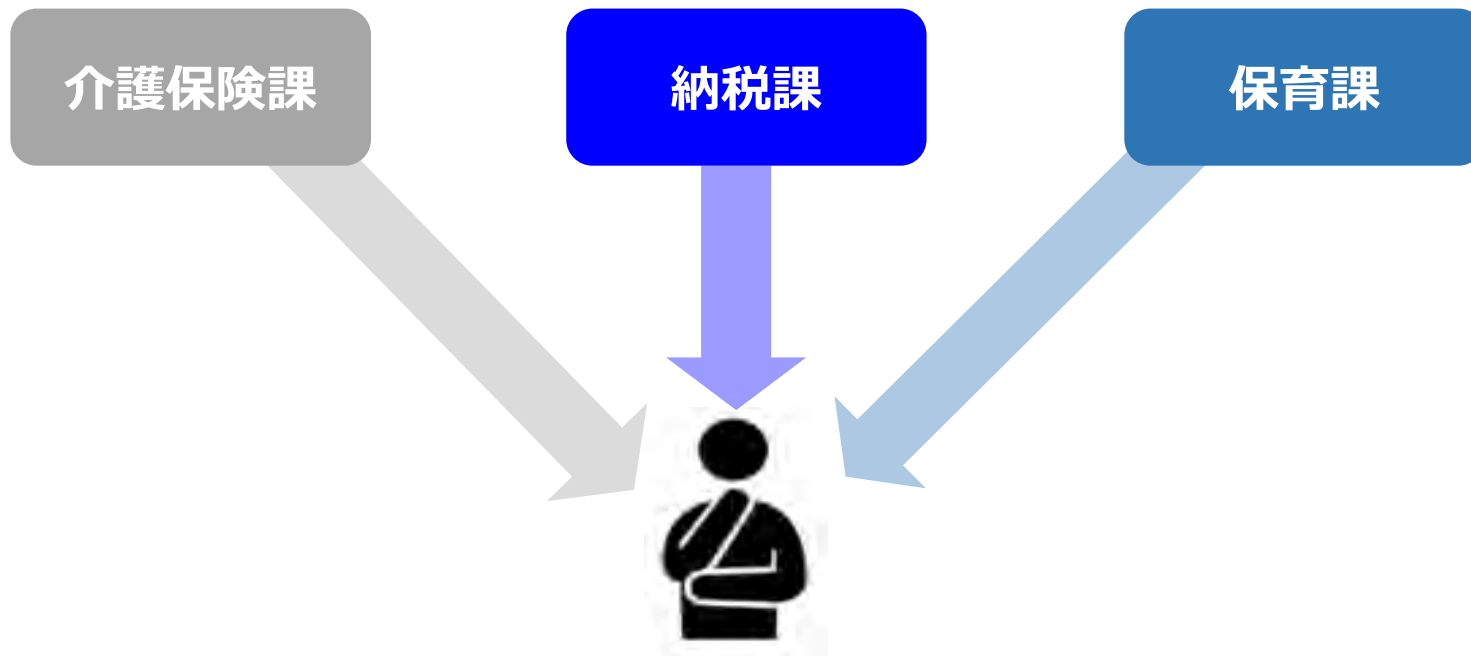
予算要求

滞納整理システム  
導入準備

滞納整理システム  
稼働

# 1 豊田市の取組

## 一元化前（平成28年度）



各課から催告の電話や通知が何通も届き、滞納者もどこにどれだけ滞納しているのか分からない状況

# 1 豊田市の取組

## 一元化後（令和2年度）

債権管理課



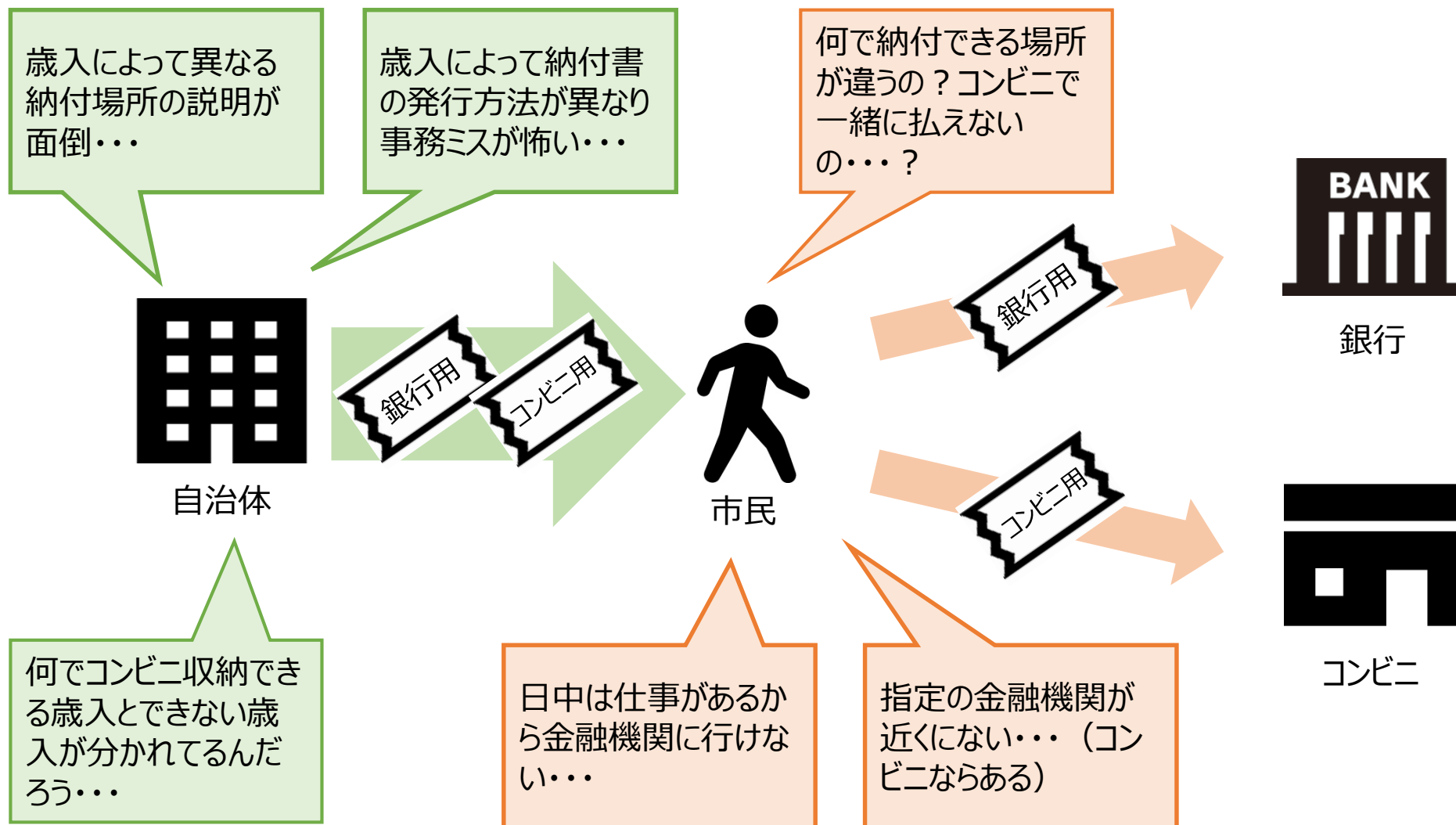
各課から催告の電話や通知が何通も届くという事態が解消。  
全ての滞納者に公平・公正な対応。

# 支障事例

# 2 支障事例

## 異なる納付場所の案内 と 異なる納付場所での納付

63



# 2 支障事例

条例上の定義	債権の分類	未収債権一覧	
市税 公課	強制徴収 公債権	市税、国民健康保険税	市立こども園運営費負担金
		介護保険料	私立こども園運営費負担金
		後期高齢者医療保険料	市立こども園保育料
		下水道使用料（強制徴収）	生活保護費返還金（強制徴収）
		<b>下水道受益者負担金</b>	<b>産業廃棄物不適正処理に係る代執行費用</b>
その他の債権	非強制徴収公 債権・私債権	土地貸付料・損害賠償金	市立こども園私的契約児童保育料
		代替執行費用（橋梁・建物）	私立こども園私的契約児童保育料
		損害賠償費（フェンス修理代）	へき地こども園児童保育料
		土地貸付料（上郷町御所名残土地）	こども園保育料（旧幼稚園）
		損害賠償費（ゲートバー修繕）	保育園・幼稚園給食費
		一般被保険者返還金	委託契約解除に基づく違約金
		退職被保険者返還金	中山間地域空き家再生事業補助金返還金
		産業廃棄物不適正処理に係る代執行費用	豊田市福祉センター利用料
		行政代執行に係る事務管理費用	生活管理指導短期宿泊事業利用負担金
		強制執行費用（建物）	在宅老人緊急保護費返還金
		市有財産等使用料（道路等占用料）	老人福祉施設措置費用負担金
		市営住宅等使用料	生活保護費返還金（公課以外）
		市営住宅家財処分・修繕料	心身障がい者扶助返還金
		市営住宅使用損害金	特別障がい者手当等返還金
		市営住宅共用部分使用料	給付費過払返還金・介護サービス事業者加算金
		放課後児童健全育成費	福祉医療返還金
		青少年センター使用料	老人保健返還金
		児童扶養手当返納金	上水道料金
		ひとり親家庭等支援手当返納金	下水道使用料
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金	<b>下水道事業受益者負担金</b>
		児童手当返納金	貸付奨学金
		子ども手当返納金	<b>就学援助費返納金</b>
		子育て支援短期利用事業個人負担金	学校給食費
		ひとり親家庭等日常生活支援利用者負担金	<b>災害共済給付共済掛金</b>
			井上公園使用料

64

※太字表示の債権がコンビニ収納できないもの（令和2年7月1日現在）



## 2 支障事例

なぜコンビニ収納できる歳入とできない歳入があるのか？



収納事務の私人委託は**原則禁止**  
(自治法243条)



**一部歳入につき**私人委託が**可能**  
(施行令158条、158条の2、その他個別法)



歳入によってコンビニ収納できるもの、できないものがある...

# 3 求める具体的措置

普通地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とすること

## 具体例

- ・地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務については、私人委託を可能とする。
- ・地方自治法243条中にただし書きで収納事務について自治体の定める行政法規で認めた場合は私人委託を可能とする規定を設ける。
- ・地方自治法施行令158条の2第1項について私人委託できる歳入の対象を地方税に限定しないようにする。



**Point**

収納事務については、歳入の別なく、私人委託を可能とする

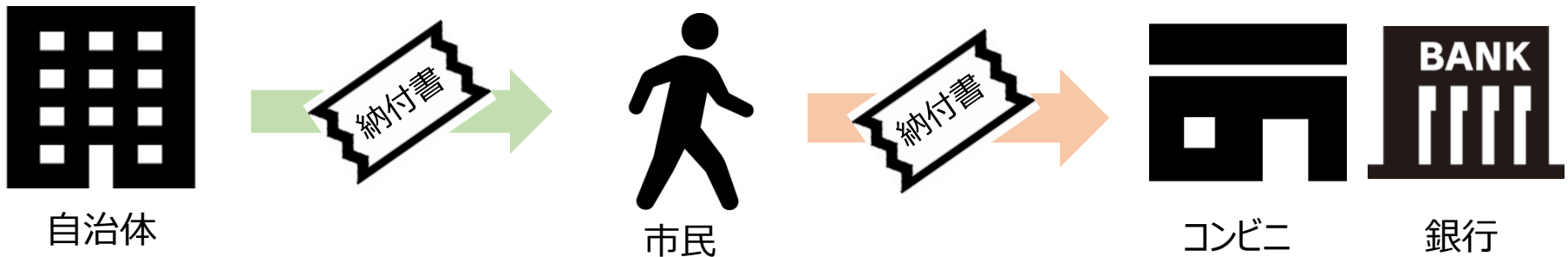
# 4 制度改革による効果

## ① 市民の利便性向上

- ✓ 金融機関の営業時間外又は休日にコンビニで納付が可能
- ✓ 個々の生活様式に合わせ、金融機関又はコンビニいずれかを選択し納付が可能

## ② 行政事務の効率化

- ✓ 歳入ごとに異なる納付窓口の案内不要
- ✓ 歳入ごとに異なる納付書発行事務が不要

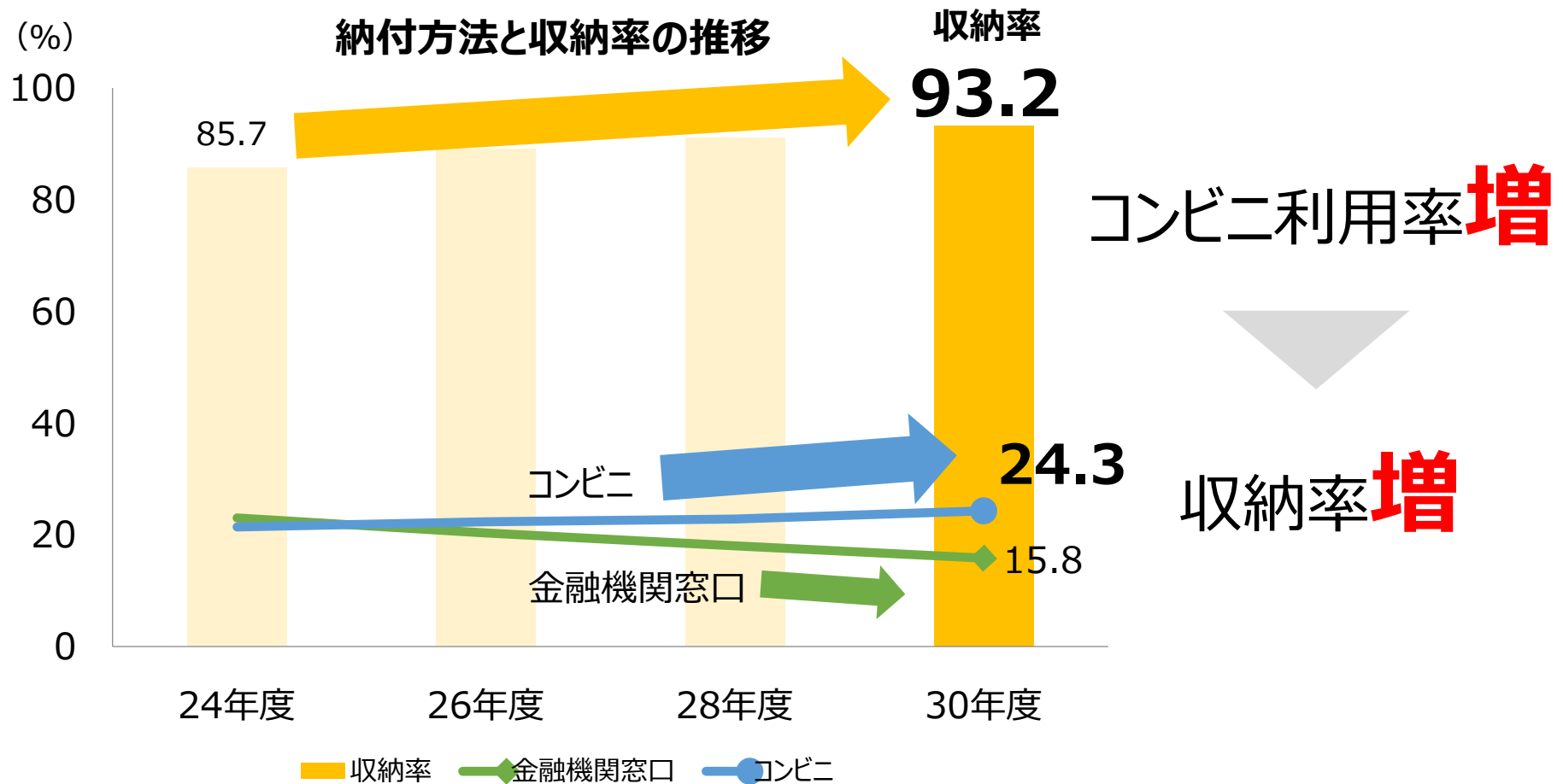


# 4 制度改革による効果

③

## 収納率の向上

✓ ①,②の改善効果による収納率の向上



# 5 関係法令

## 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（私人の公金取扱いの制限）

**第二百四十三条** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

## 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日号外政令第十六号）（抄）

（歳入の徴収又は収納の委託）

**第二百五十八条** 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

**第二百五十八条の二** 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

（2項～6項略）



# 日本赤十字社活動資金の募集等に関する 制度的課題について（自治体業務の法的位置づけ）

令和2年7月 神戸市